

男女共同参画の視点からの 防災・復興の対応について

～東日本大震災での被災者支援～

内閣府 男女共同参画局



阪神大震災以降の経緯

(防災基本計画と男女共同参画基本計画の改正へ)

平成 7年 阪神大震災 (女性の死者数が男性より1000人程度多い。特に高齢女性。)

平成16年 中越地震

「女性の視点」の担当として、男女共同参画局職員を現地に派遣。新潟県等に女性の相談窓口を設置。

平成17年 国連世界防災会議(@神戸)

プログラム成果文書:「災害に強い国・コミュニティの構築:兵庫行動枠組2005-2015」
ジェンダーの視点が盛り込まれている。



**平成17年、20年
防災基本計画の改正**

⇒男女共同参画の視点を入れる。

<防災基本計画(抜粋)>
(平成20年2月中央防災会議決定)

- ・男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮。
- ・男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立。

**平成17年
男女共同参画基本計画(第2次)の策定**

⇒防災(復興)の分野の男女共同参画を盛り込む。

<第3次男女共同参画基本計画(抜粋)>
(平成22年12月17日閣議決定)

**第14分野 地域、防災、環境その他の分野における
男女共同参画の推進**

4 防災における男女共同参画の推進

- ア 防災分野における女性の参画の拡大
- イ 防災の現場における男女共同参画
- ウ 国際的な防災協力における男女共同参画等

◆男女共同参画の視点を踏まえた被災者支援における避難所での問題点

＜発災後、浮かび上がった問題点＞

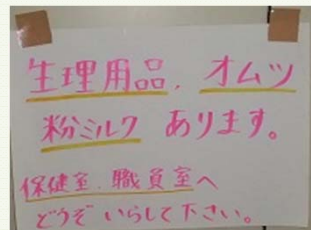
- ・ 平時における防災の検討や避難所運営等災害現場での意思決定に女性が参画していない。
- ・ 防災・震災対応に女性の視点が入らず、配慮が足りない。
- ・ 震災が起き、固定的性別役割分担が、更に強化。

〔 都道府県防災会議に女性が占める割合:3.6%(12都府県では女性委員がゼロ)、避難所運営の中心を担う自治会長の96%近くが男性 〕

＜具体例＞

○物資の備蓄や提供に関する問題

- ・ 生理用品、おむつ、粉ミルクがない。
また、粉ミルクはあっても哺乳ビン、離乳食がない。
- ・ 女性用下着や生理用品が届いても、男性が配布しているため、もらいに行きづらい。



○避難所運営に関する問題

- ・ 授乳や着替えをする場所がなく、女性が布団の中で周りの目を気にしながら着替える。
- ・ 女性用の物干し場がないため、下着が干せない。
- ・ 女性が起きたら、知らない男性が横に寝ていた。
- ・ 瓦礫処理を行う男性には日当が出るが、女性は当然のように、何十人分もの炊き出しを割り振られ、日当は出ない。1日中、食事の用意や片付けに追われ、子供の面倒や両親の介護が十分に行えない。



被災者支援、復興、今後の防災対策において、女性や生活者の視点を取り入れること、女性の参画等を促進することが重要。

◆ 東日本大震災における男女共同参画局の取組

男女共同参画の視点を踏まえた被災者支援等

男女共同参画局職員を現地に派遣し、ニーズ等を把握するとともに、東日本大震災に際し女性や子育てのニーズを踏まえ、以下の対応を行っている。

○ 女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応についての依頼

避難所や仮設住宅等での生活に関する対応について関係機関に働きかけ

- ・ 生理用品や粉ミルク、離乳食などの提供
- ・ 女性用更衣室や男女別トイレなど、女性や子育てに配慮した避難所の設計
- ・ 女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制
- ・ 女性に対する暴力を防ぐための措置等
- ・ 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制、心のケア等



○ 女性の悩み相談や暴力被害者支援等の窓口の周知等についての依頼

○ 女性の就労等のために活用できる支援情報の提供

○ 平成23年度予算を活用した東日本大震災に対する事業の実施

平成23年度予算を活用し、地域のニーズを踏まえながら、東日本大震災における女性の悩み・暴力相談、アドバイザー派遣等の事業を実施。

○ 男女共同参画の観点からの災害対応についてのホームページの開設

男女共同参画局の対応、女性のニーズに対応した支援・復興、被災者支援のリンク等

◆ 女性の視点・ニーズを反映した避難所での好事例

○「女性専用スペース」の設置

女性専用スペースを設置し、情報の提供や交換の場、心境・不安を語り、相談等が肩肘張らずできる場となっている。

湯沸かし、着替え、授乳、お化粧品、ドライヤーの使用など、様々な目的で人が常に集まる、和やかなスペース。

運営は、県の男女センターの職員がコーディネーターとなり、地元の女性団体のグループがボランティアで行っている。

○被災者支援のための雇用の創出

被災者の雇用を新たに創出するため、避難所での炊き出し、遺品や写真の洗浄をする人を役場で募集し、雇用。

○女性や子育てに配慮した避難所の設計

- ・快晴の日に畳や布団を干して、みんなで一斉に大掃除を呼びかけ、その機会に間仕切りを設置。
- ・乳幼児のいる家庭専用部屋、女性専用物干し場、男女別入浴所や更衣室を設置。
- ・女性や子どもはひとりでトイレに行かないように注意喚起。

○女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制等

- ・避難所内で毎日女性リーダー会議を実施し、女性のニーズを反映。
- ・区長と婦人部が協議して避難所を運営、毎朝食時に1日の予定を協議。



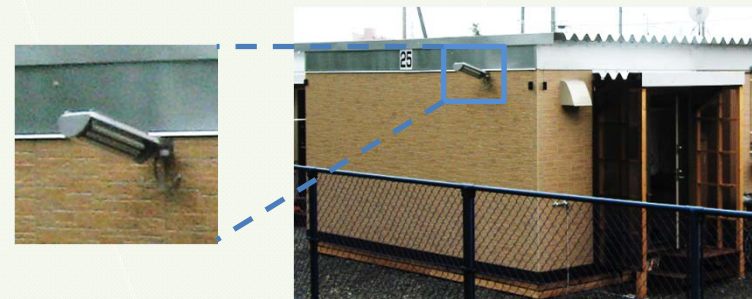
◆ 男女共同参画の視点を踏まえた

応急仮設住宅における被災者支援

仮設住宅での生活を安全・安心なものとし、生活再建を進めていくためには、男女共同参画の視点に立って、性別や世代別に対応したきめ細かな支援が必要。

【1】安心・安全の確保に配慮した対応（周辺環境整備や被災者への防犯意識の啓発）

- (1) 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
- (2) 街灯や夜間照明等の工夫
- (3) 夜間の見回り(巡回)の実施



【2】ストレス軽減、心のケア等のための対応

- (1) 交流の場づくり
- (2) 生きがいづくり(花の栽培、清掃、昔語り、昔遊びの伝承等、コミュニティの中での役割作り)
- (3) 悩みの電話相談や巡回相談の実施、生活支援のための相談員の配置
- (4) 保健師等による巡回相談の実施

【3】仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等への対応

- (1) 交流を図るための集会所、集会スペース等の設置
- (2) 移動市場、仮設スーパー等による生活支援体制づくり
- (3) わかりやすい情報の発信・関係機関が連絡を密にした相互情報交換
- (4) 相談、支援情報等の窓口の一元化

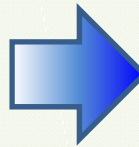
【4】女性の参画の推進と生活者の意見反映

仮設住宅や地域コミュニティの運営における女性の参画推進
女性を始めとする生活者の意見集約と反映

◆ 男女共同参画の視点を生かした 地域における暮らしの再生に関する事例

【1】セミナー等の実施による起業・就労支援

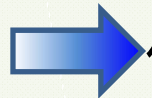
- 女性のための起業セミナーの開催
- 女性の起業を支援する専門ルームの設置
- 外国人女性のための資格取得・就労支援



女性による経済活動の機会を創造

【2】仕事を創出して収入を生み出す“Cash for Work”

- 漁網で編んだ「ミサンガ」やクリスマス・オーナメントの制作、刺し子などの被災地女性が手仕事品を生産、販売。



仕事を創出するだけでなく、やりがい・生きがいづくりにもつながる

【3】仮設住宅等で暮らす被災者の支援と地域コミュニティ再構築につながる雇用創出

国(厚生労働省)の緊急雇用創出事業等を活用し、被災者を雇用している取組等。

○「デリバリーケアプロジェクト事業」

- ・仮設住宅等で暮らす高齢者等のために買い物を代行し、被災者の健康状態等の確認も行う。

○「安心見守り協働事業」

- ・仮設住宅等を訪問し、入居者の話し相手となる。受けた様々な相談は、専門機関につなぐ。

○「復興まちづくり推進員」

- ・被災者の声を行政や社会に届ける役割を担う。

○コミュニティカフェ「HANA荘」

- ・地域の人々が集まる交流の場。民間企業が建設し、運営はNPOと共同で行う。

◆ 阪神・淡路大震災における女性の参画による コミュニティビジネスに関する事例

地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する「コミュニティビジネス」は、地域の課題解決につながるだけでなく、地域住民の雇用機会の拡大にもつながる。

兵庫県は、阪神・淡路大震災復興基金を活用して、新たにコミュニティビジネスを始めようとしている団体に対する支援事業を実施。

【1】子育て支援、高齢者支援等、地域住民の抱える課題への取組

○地域子育て支援センターの開設

- ・保育ルーム・プレイルームの運営等。地域の子育ての活動拠点として取り組む。

○高齢者、障害者地域生活支援事業

- ・配食サービス事業、高齢者・障がい者共同生活事業等を実施。地域力を高める活動にも取り組む。

【2】地域おこし、雇用の創出等、地域経済の活性化への取組

○ふるさと産品づくり

- ・自分たちで生産した野菜や地元の農産物を活用した加工品の生産、販売等。地域の活性化に貢献。

○フェアトレード製品の販売事業

- ・アジアの女性が作る小物等の製品（フェアトレード製品）の販売等。地域の女性に働く場を提供。

【3】被災者のエンパワーメントへの取組

○生きがい・仕事づくり

- ・応急仮設住宅の入居高齢者等に商品を制作してもらい販売。収入を得るだけでなく、手を動かすことや人とのかかわりが、日々の暮らしに楽しさと潤いをもたらす。

◆ 復興に向けて 女性・生活者の視点を取り入れた復興の取組へ

東日本大震災復興基本法(抜粋) (平成23年6月24日施行)

(基本理念)
被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。

復興への提言～悲惨のなかの希望～(抜粋) (平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議)

これまで地域に居場所を見出せなかった若者や、孤立しがちな高齢者・障害者、声を上げにくかった女性などが、震災を契機に地域づくりに主体的に参加することが重要である。とりわけ、男女共同参画の視点は忘れられてはならない。

東日本大震災からの復興の基本方針(抜粋)(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)

1 基本的考え方 男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。

(1) 災害に強い地域づくり

・高齢者や子ども、女性、障害者などに配慮したまちづくりを進める。

(2) 地域における暮らしの再生

・女性の悩み相談を実施する。
・若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会を被災地域で確保する。
・女性の起業活動等の取組みを支援するため、被災地におけるコミュニティビジネスの立ち上げの支援、農山漁村女性に対する食品加工や都市と農山漁村の交流ビジネス等の起業化の相談活動、経営ノウハウ習得のための研修等の取組みを支援する。

(3) 地域経済活動の再生(農業)

・農業生産だけでなく、復興ツーリズムの推進や福祉との連携といった様々な取組みを組み合わせ、これに高齢者や女性等も参画することにより、地域の所得と雇用を創出していく。

5 復興施策

◆ 防災基本計画の修正（平成23年12月）

平成23年12月中央防災会議において、東日本大震災を踏まえ、地震・津波対策の抜本的強化や最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しを反映し、防災基本計画が修正されました。その中で、避難場所における女性や子育て家庭のニーズへの配慮や応急仮設住宅における心のケア等が、より具体的に盛り込まれました。

防災基本計画（修正版の抜粋）

○防災をめぐる社会構造の変化と対応

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

○防災知識の普及、訓練における災害時要援護者等への配慮

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

○避難場所の運営管理

避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

○応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

